

## 地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における 工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

(平成 21 年 1 月 23 日 管理者決裁)

### (趣旨)

**第 1 条** この要領は、ガス局が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の建設業者とする。以下「中小・中堅元請建設業者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した転貸融資に併せて、金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が金融保証を行うことができる地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）を導入するに当たり、ガス局と工事請負契約を締結している受注者（以下「受注者」という。）が本制度を利用する場合における、工事請負契約書第 5 条第 1 項ただし書きに基づく債権譲渡の承諾等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

**第 2 条** 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、ガス局が発注する建設工事で工事請負契約書第 34 条の前金払（以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次の各号に掲げる工事は除くものとする。

- (1) 債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事。ただし、以下の工事を除く。
  - ア 債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - ウ 債務負担行為の工事又は繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が 1 年未満であるもの

(2) 単価契約を行った工事

(3) 低入札価格調査要綱（平成 16 年 12 月 28 日管理者決裁）第 2 条第 3 号に規定する調査基準価格又は同条第 7 号に規定する特別重点調査適用基準額を下回る入札を行った業者と契約した工事

(4) 前各号に掲げるもののほか、債権譲渡を承諾することが不相当であると管理者が認めた工事

**2** 前項第 1 号ウの工事に係る債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めないものとする。

### (譲渡債権の範囲)

**第 3 条** 本制度を利用するために譲渡を承諾する債権の範囲は次のとおりとする。

(1) 工事が完成した場合にあっては、検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する遅延損害金等のガス局の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、前条第 1 項第 1 号ウの工事に係る債権の場合にあっては、既に支払った請負代金額も控除するものとする。

(2) 契約が解除された場合にあっては、出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請

負契約により発生する違約金等のガス局の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、前条第1項第1号ウの工事に係る債権の場合にあっては、既に支払った請負代金額も控除するものとする。

- 2 前項の場合において、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書（第1号様式（第2条第1項第1号ウの工事の場合においては第1-2号様式。以下同じ。））、債権譲渡契約証書及び債権譲渡通知書（第2号様式（第2条第1項第1号ウの工事の場合においては第2-2号様式。以下同じ。））の請負代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。
- 3 前2項の事項については、債権譲渡承諾書において明らかにするとともに、前項の場合においては、債権譲渡人は債権譲渡先に変更後の契約書の写しを提出して通知することとする。

#### （債権譲受人）

- 第4条** 本制度における債権譲受人は、次のいずれかに該当する者であって、一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）の債務保証を受けたもの（以下「組合等」という。）とする。
- （1）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び協同小組合連合会
  - （2）その他振興基金が、振興基金の被保証者として適当と認める民間事業者

#### （債権譲渡を承諾する時点）

- 第5条** ガス局が債権譲渡を承諾する時点は、工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日（第2条第1項第1号ア又はイの工事にあっては最終年度の属する日）以降とする。
- 2 前項の出来高の確認は、工事履行報告書（第3号様式）により行うものとする。

#### （債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱い）

- 第6条** 債権譲渡承諾後は、当該工事については、前金払、中間前金払及び部分払（第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）の請求はできないこととする。

#### （債権譲渡の承諾の手続）

- 第7条** 受注者が組合等に債権を譲渡しようとするときは、受注者と組合等の代表者が共同で次の書類を作成し、第5条第1項に定める時点以降にガス局に提出して債権譲渡の承諾申請を行うものとする。
- （1）債権譲渡承諾申請書（第1号様式） 3通
  - （2）本局の承諾を得ることを停止条件とした債権譲渡契約書の写し 1通
  - （3）工事履行報告書（第3号様式） 1通
  - （4）発行日から3カ月以内の受注者及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通  
ただし、請求時において、発行日から3ヶ月以内の印鑑証明書が既に発注者に提出されているときは、当該証明書の提出を省略することができるものとする。
  - （5）受注者が公共工事履行保証証券等により契約の保証を付した場合において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通
  - （6）口座登録届書（第4号様式） 1通
- 2 前項の申請を行うときは、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。
    - （1）債権譲渡の目的が、組合等から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が組合等である

こと。

- (2) 当該債権が、第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。
- 3 債権譲渡承諾申請書の提出があったときは、ガス局は、第2条、第5条及び前項の要件を確認の上承諾するものとし、受注者及び組合等それぞれに確定日付を付した債権譲渡承諾書（第1号様式）1通を交付するものとする。
- 4 債権譲渡を承諾しない場合は、その理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（第5号様式）を受注者及び組合等それぞれに1通交付するものとする。
- 5 前2項の承諾又は不承諾は、速やかに行うものとする。
- 6 ガス局は、債権譲渡の承諾を行った場合には、債権譲渡整理簿（第6号様式）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

#### （支払計画等の提出）

**第8条** 受注者は、債権譲受人及び保証事業会社の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出するものとする。

#### （債権譲渡先の出来高確認等）

**第9条** 融資に伴う譲渡債権の担保価値の査定のための出来高確認は、債権譲渡先が行う。

#### （債権譲渡の通知）

- 第10条** 受注者及び債権譲渡先は、第7条第3項の承諾を受け債権譲渡を行った場合は、速やかに連署により、債権譲渡通知書（第2号様式）をガス局に提出するものとする。
- 2 債権譲渡人は、ガス局との工事請負契約に変更が生じた場合には、遅滞なく債権譲受人に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

#### （被担保債権）

**第11条** 本制度に係る譲渡債権は、債権譲受人の債権譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであり、債権譲受人又は保証事業会社が当該債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

#### （請負代金等の請求）

- 第12条** 債権譲受人は、第3条に規定する範囲内で、対象工事請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、完了払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、その額の支払いを請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は、請負代金等の請求をすることはできない。
- 2 債権譲受人は、前項に規定する請求を行う場合は、ガス局に対して請求書を提出するものとする。

#### （その他）

**第13条** この要領に定めるもののほか、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 23 日から施行することとし、平成 33 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則 (平成 23 年 1 月 13 日改正)

この改正は、平成 23 年 1 月 13 日から実施する。

附 則 (平成 24 年 2 月 22 日改正)

この改正は、平成 24 年 2 月 22 日から実施する。

附 則 (平成 25 年 3 月 21 日改正)

この改正は、平成 25 年 3 月 21 日から実施する。

附 則 (平成 26 年 2 月 14 日改正)

この改正は、平成 26 年 2 月 14 日から実施する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日改正)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 31 年 4 月 15 日改正)

この改正は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

債権譲渡承諾申請書  
(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

仙台市ガス事業管理者 殿

譲渡人 住所  
(受注者) 氏名 実印

譲受人 住所  
氏名 実印

受注者(以下「甲」という。)が、貴局と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書に基づく下記の工事請負代金債権を、譲受人(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、同契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようお願い申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領(平成21年1月23日管理者決裁)」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第42条に規定するかし担保責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は、工事請負契約書第34条の2に規定する中間前金払及び同契約書第37条に規定する部分払を請求いたしません。

記

- 1 工事番号・名称
- 2 工事場所
- 3 契約日 年 月 日
- 4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 (1) 請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
- 及び部分払金額 金 円
- (4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

- 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。
- 融資に当たり、必要な出来高調査は乙が行います。なお、乙は、本件建設工事請負契約に基づき貴局が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。

- 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。また、精算は甲、乙間で責任をもって行い貴局には一切ご迷惑をおかけ致しません。
- 本件に関する連絡先及び担当者
  - (1) 所属
  - (2) 電話番号
  - (3) 職氏名

---

債 権 譲 渡 承 諾 書  
(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

(甲) 様  
(乙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではありません。また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降、工事請負契約書第34条の2に規定する中間前金払及び同契約書第37条に規定する部分払を請求できないものとします。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する契約者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第48条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の契約者の請求権に基づく金額を控除した額とします。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書5(1)及び(4)の金額は変更後の金額とします。
- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により発注者に債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、**発注者**は関与しないこと。
- 6 甲の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- 7 甲又は乙が、ガス局に提出した書面に偽造・改ざんがなされていた場合その他の不正が発見された場合には、ガス局の甲及び乙に対する一方的通知により承諾は取り消されるものとする。

仙台市ガス事業管理者

印

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡承諾申請書  
(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

仙台市ガス事業管理者 殿

譲渡人 住所  
(受注者) 氏名 実印

譲受人 住所  
氏名 実印

受注者(以下「甲」という。)が、貴局と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書に基づく下記の工事請負代金債権を、譲受人(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、同契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領(平成21年1月23日管理者決裁。以下「取扱要領」という。)」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第42条に規定するかし担保責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

甲及び乙は、工事請負契約書第34条に規定する前金払は、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は請求いたしません。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は、工事請負契約書第34条の2に規定する中間前金払及び同契約書第37条に規定する部分払(乙が請求する取扱要領第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)を請求いたしません。

記

- 1 工事番号・名称
- 2 工事場所
- 3 契約日 年 月 日
- 4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 (1) 請負代金額 金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
- (2) 既払金額 円
- (3) 前払金額 金 円
- (4) 中間前払金額
- 及び部分払金額 金 円
- (5) 債権譲渡額 金 円( 年 月 日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

○ 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

- 融資に当たり、必要な出来高調査は乙が行います。なお、乙は、本件建設工事請負契約に基づき貴局が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金（取扱要領第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払に限る。）及び請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。また、精算は甲、乙間で責任をもって行い貴局には一切ご迷惑をおかけ致しません。
- 本件に関する連絡先及び担当者
  - (1) 所属
  - (2) 電話番号
  - (3) 職氏名

債 権 譲 渡 承 諾 書  
(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

(甲) 様  
(乙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではありません。

甲及び乙は、工事請負契約書第34条に規定する前金払は、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は、請求できないものとします。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降、工事請負契約書第34条の2に規定する中間前金払及び同契約書第37条に規定する部分払(乙が請求する取扱要領第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)を請求できないものとします。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合には、工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する契約者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第48条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の契約者の請求権に基づく金額を控除した額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書5(1)及び(5)の金額は変更後の金額とします。

- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により発注者に債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- 6 甲の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- 7 甲又は乙が、ガス局に提出した書面に偽造・改ざんがなされていた場合その他の不正が発見された場合には、ガス局の甲及び乙に対する一方的通知により承諾は取り消されるものとする。

仙台市ガス事業管理者

印

確定日付印欄	承諾番号

(第2号様式)

債権譲渡通知書  
(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

仙台市ガス事業管理者 殿

譲渡人 住所  
(受注者) 氏名 実印

譲受人 住所  
氏名 実印

年 月 日付けでご承諾いただきました譲渡人がガス局に対して有する下記工事請負代金債権について、 に譲渡いたしましたので、譲渡人、譲受人連署の上通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は の下記口座にお振り込みください。

なお、譲渡人は、譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事番号・名称
- 2 工事場所
- 3 契約日 年 月 日
- 4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 (1) 請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額 及び部分払金額 金 円
- (4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

振込口座

金融機関名 本(支)店名

預金の種別 口座番号

(フリガナ)

口座名義人



(第3号様式)

工事履行報告書  
(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

(あて先)  
仙台市ガス事業管理者

(受注者)  
所在地  
名 称  
代表者

印

工 事 名 (契約年月日)			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
請負金額	円 ( ※ 変更がある場合は変更 後)		
月 別	予 定 工 程 % ( ) は工程変更後	実 施 工 程 % ( ) 予定工程と の差	備 考
年 月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
月	( )	( )	
(記載欄)			

\* 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。



(第5号様式)

債権譲渡不承諾通知書  
(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

(受注者・譲渡人) 様

(譲受人) 様

仙台市ガス事業管理者

年 月 日付けで依頼のあった、下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できませんので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 契約締結日
- 3 承諾しない理由

